

## 前橋市手話施策推進方針

前橋市は、手話は言語であるとの認識に立ち、ろう者及び手話への理解を広げ、手話を使いやすい環境となるよう、前橋市手話言語条例（平成27年12月7日条例第51号）第8条の規定に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針を次のとおり定めます。

施策の推進に当たっては、当事者団体や群馬県など関係機関との連携を図ります。なお、この方針における各施策の定義は下記のとおりです。

【既存施策】 方針策定前から実施している施策

【実施施策】 方針策定後に新たに実施した施策

【予定施策】 今後実施を予定している施策

【検討施策】 中長期的な研究及び検討を要する施策

### 1 手話への理解及び手話の普及に関する事項（条例第8条第1項第1号）

(1) 手話の普及のため、市民が手話を学ぶ機会を提供していきます。

【既存施策】

- ・手話奉仕員養成講座

【実施施策】

- ・手話体験教室
- ・市広報紙で手話を紹介

【予定施策】

- ・手話出前講座

(2) 学校教育における手話の理解と普及のため、児童・生徒・教職員に対する手話を学ぶ機会の提供に努めていきます。

【実施施策】

- ・市立小学校向け手話教室
- ・市立小・中・高・特別支援学校の教職員等に対する手話に関する研修

【予定施策】

- ・市立中学校及び市立高等学校向け手話教室

(3) ろう者が安心して医療機関を受診することができるよう、医療機関において、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう努めていきます。

【実施施策】

- ・条例周知用パンフレットの作成及び配布（医療機関向けのページあり）

(4) 新生児の聴覚障害の診断を行う医療機関及び聴覚障害児の診断と支援に携わる者に対して手話への理解に努めていきます。

【実施施策】

- ・条例周知用パンフレットの作成及び配布（新生児の聴覚障害の診断を行う医療機関及び聴覚障害児の診断と支援に携わる者向けのページあり）
- ・新生児聴覚検査費用助成

(5) 事業者が行う手話に関する取り組みの支援に努めていきます。

【検討施策】

- ・企業向け手話出前講座

(6) 市職員に対して手話の理解と普及に努めていきます。

【実施施策】

- ・市職員向け手話講習会

【予定施策】

- ・市消防職員（救急救命士）向け手話講習会

(7) 条例の制定について、市民等への周知に努めていきます。

【実施施策】

- ・条例周知用チラシの作成及び全戸回覧、条例周知用パンフレットの作成及び配布、条例制定記念フォーラムの開催

## 2 手話による情報の発信及び取得に関する事項（条例第8条第1項第2号）

(1) 市議会における手話通訳の実施に努めていきます。

【既存施策】

- ・市議会における手話通訳

(2) 市主催の各種行事における手話通訳の実施に努めていきます。

【既存施策】

- ・各種行事やイベントにおける手話通訳

(3) 手話による行政情報の発信について検討を進めていきます。

【実施施策】

- ・市ホームページへの手話動画の掲載
- ・市長記者会見における手話通訳

【予定施策】

- ・デジタルサイネージでの手話動画放映

(4) 災害時における障害の特性に応じた情報の発信に努めるとともに、平時から防災出前講座の受講や自助による備えを奨励し、情報収集力の向上に聴覚障害者と協力して取り組みます。

【既存施策】

- ・防災出前講座

【実施施策】

- ・災害時用コミュニケーション支援ボードの作成及び指定避難所への配備

【検討施策】

- ・避難所への手話通訳者の派遣及び支援のあり方についての検討

## 3 手話による意思疎通支援に関する事項（条例第8条第1項第3号）

(1) 手話通訳者の派遣を推進していきます。

【既存施策】

- ・手話通訳設置事業
- ・手話通訳者派遣事業

(2) 手話通訳者の派遣を補完するため、市有施設にタブレット端末を設置し、テレビ電話機能による遠隔手話通訳を推進していきます。

【実施施策】

- ・遠隔手話通訳サービス事業

(3) 学校において手話が必要な児童・生徒等に対する支援に努めていきます。

【既存施策】

- ・学習サポーター（市立小中学校に原則1人ずつ）による学習支援

【実施施策】

- ・条例周知用パンフレットの作成及び配布（学校向けのページあり）

#### 4 手話通訳者の確保及び手話通訳環境の充実に関する事項（条例第8条第1項第4号）

(1) 手話通訳者の養成を推進していきます。

【既存施策】

- ・手話通訳者養成研修

【実施施策】

- ・手話奉仕員養成担当講師連続講座参加費補助

(2) 手話通訳者の確保・登録を推進していきます。

【既存施策】

- ・手話通訳者の確保及び登録の推進

(3) 手話通訳者の配置のあり方について検討を進めていきます。

【検討施策】

- ・本庁舎及び障害福祉課への手話通訳者の配置のあり方  
※一部実施済み（障害福祉課で手話通訳者資格を持つ嘱託員を任用）
- ・手話通訳者の処遇の検討

#### 5 手話に関わる専門職の資質向上に関する事項（条例第8条第1項第5号）

(1) 手話通訳者に対する研修を推進していきます。

【既存施策】

- ・登録手話通訳者研修会
- ・手話通訳者現任研修参加費補助

#### 6 その他

(1) この方針は、必要に応じて見直すことができます。

(2) 施策の内容によっては、中長期的な研究及び検討を要する場合があります。

制 定：平成28年3月17日

見直し：令和 4年4月 1日